

持続可能な多自然地域づくりプロジェクト次期施策検討調査業務 募集要項

1 趣旨

令和5年度から県と市町の重層支援体制のもと「持続可能な多自然地域づくりプロジェクト」を推進しており、令和7年度からは、プロジェクトをさらに推進するためにプロジェクト強化事業を開始し、地域支援人材の担い手不足に対応するため①地域支援機能の充実に向けたモデル構築、②外部人材を活用した地域づくり基盤の強化を行い、本プロジェクトのさらなる推進を図っているところである。

令和8年度には、「プロジェクト検証・次期施策検討会」を設置し、R5～の集中支援期間の取り組み状況やプロジェクト強化事業の結果を踏まえ、次期施策の検討を行い、令和9年度以降の多自然地域への県の支援に関する方向性を示す。

については、これまでの調査やヒアリング結果から見えてきた新たな課題に対して、さらに調査を行い、プロジェクト検証・次期施策検討会での議論を促進することを目的として「持続可能な多自然地域づくりプロジェクト次期施策検討調査業務」（以下、「業務」という。）を委託するにあたり、企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

2 業務委託の対象者

業務を委託するためのコンペに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施にあたり、県との打合せ等に適切に対応できること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 応募図書（4(4)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - エ 全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (5) 本業務の実施責任者に集落支援員の経験を有する者を配置する者

3 委託要件

(1) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(2) 委託料

3,300,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 企画提案に係る手続

(1) 募集期間

令和8年3月9日（月）から同年3月23日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 募集要項の配布

県ホームページからのダウンロード又は事務局（兵庫県企画部地域振興課）における配布とする。事務局における配布は午前9時から午後5時までとし、土・日・祝日は除く。

(3) 応募図書の提出

持参又は郵送とする。持参による場合は、午前9時から午後5時までに、事務局に提出すること。郵送による場合は、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和8年3月23日（月）までに事務局に必着とすること。

(4) 提出書類

この募集要項のほか、事業委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、正本1部、副本6部を提出すること。

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 提案者概要（様式第2号）

ウ 業務概要（様式任意）

エ 企画提案書（様式任意）

オ その他提案内容を説明する書類（様式任意）

カ 経費積算見積書（様式第3号）

キ 添付書類

(a) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

(b) 全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3か月以内のもの）

① 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」）

② 全ての県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

※兵庫県内に事務所を有しない等の理由により県税の課税実績がない場合は、誓約書（様式第4号）を提出すること。

(5) 応募図書に関する留意事項

ア 応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

イ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

ウ 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

5 募集要項の内容に関する質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和8年3月9日（月）から同年3月16日（月）まで

(2) 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。

(3) 回答方法

質問及び回答は随時一覧表にまとめ、原則、電子メールで回答する。

なお、一覧表は、質問者の具体的な提案内容に密接に関わる質問を除き、原則として県ホームページに掲載する。

6 審査

(1) 審査の方法

ア 応募図書の内容について、事務局が参加資格の確認を行い、これを通過した者のみ、企画提案コンペ審査委員会において提案内容を審査する。ただし、4者以上の提案者があった場合は、事前に3者以内を選定の上、審査を実施する。

イ 審査は、原則として書類審査により行うが、必要に応じて提案者に対して応募図書の内容確認、追加書類の提出、ヒアリング等を求めることがある。

ウ 提案内容の審査は以下の項目について行い、事業を委託する者を選定する。

(a) 業務の遂行能力

実施体制（実績及びノウハウ等）、健全性・自立性、目的の理解

(b) 業務の効果

業務目的を満足する企画内容、具体性・現実性、経費の妥当性

(c) その他

集落支援員に関する制度及び役割についての理解度

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

(3) 失格等

応募図書に虚偽の内容が記載されている場合又は公平な審査に支障を来す行為等が発覚した場合は、失格又は採択の取消しとすることがある。

7 業務の内容等

(1) 県は、業務を委託する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）と提案業務の内容、実施方法等について協議し、調整する。この過程において、県と選定事業者双方で確認の上、提案業務の内容等を修正し、又は変更することがある。

(2) 選定事業者は、前項により協議・調整した内容等を記載した業務計画書及び業務実績報告書を県に提出すること。

(3) 契約締結は、審査結果の通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、業務計画書、委託契約書及び仕様書に従って業務を遂行する。なお、契約形態は原則として精算契約とし、契約条項は別途示す。

(4) 選定事業者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定事業者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

(5) 選定事業者は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

また、選定事業者は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、選定事業者は、県が承認した範囲の業務を第三者に再委託等することができる。

8 その他

令和8年度予算の成立が前提となるため、予算が成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。

9 事務局

兵庫県企画部地域振興課 西村

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-9008（直通） ファックス 078-362-3950

電子メール chiikishinkou@pref.hyogo.lg.jp